

機 長	事務局長	副 参 事	主 幹	主 任	主 事

別記様式(第6条関係)

政務活動費収支報告書

令和6年4月11日

北本市議会議長 滝瀬 光一 様

会 派 名 みらい
経理責任者氏名 大嶋 達巳

北本市議会政務活動費の交付に関する条例第6条第1項に基づき、下記のとおり令和5年度分政務活動費収支報告書を提出します。

記

1 収 入(政務活動費) 440,000 円

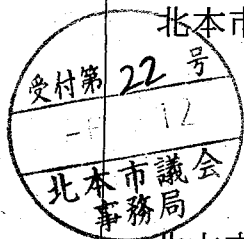
2 支 出

(単位：円)

科 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費		
研 修 費	111,234	研修報告書のとおり
広 報 費	175,395	会派みらい市政報告
広 聴 費		
要請・陳情活動費		
会 議 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費	12,133	購入資料一覧のとおり
人 件 費		
事 務 所 費		
合 計	298,762	

3 残 額 141,238 円

(注) 備考欄には、主な支出の内訳を記載してください。



使 途 基 準 項 目 別 支 出 内 訳 表

【使途基準項目ごとに作成し、領収書等と対照できるようにする】

会派名 みらい

令和5年度分

使途基準 項 目	研修費	1 / 2 枚	(単位：円)	
支 出 年 月 日	支 出 内 容	支 出 額	領 収 書 等 貼付用紙No.	備 考 (按分率等)
令和5年 9月4日	航空運賃 羽田～北九州 ㈱スターフライヤー	13,870	別紙1	搭乗日 10月24日
9月4日	航空運賃 北九州～羽田 ㈱スターフライヤー	13,870	別紙2	搭乗日 10月26日
10月13日	市議会議長会研究フォーラム参加費	9,000	別紙3	
10月13日	振込手数料	440	1	
10月24日	鉄道運賃 北本～品川	990	参考様式 第3号	
10月24日	鉄道運賃 品川～羽田空港第1・第2ターミナル	327	参考様式 第3号	
10月26日	鉄道運賃 羽田空港第1・第2ターミナル～品川	327	参考様式 第3号	
10月26日	鉄道運賃 品川～北本	990	参考様式 第3号	
10月27日	高速バス 北九州空港～小倉駅	710	別紙4	乗車日 10月24日
10月27日	高速バス 小倉駅～北九州空港	710	別紙5	乗車日 10月26日
合 計 額		41,234		

※この表は、使途基準項目ごとに支出日順に1件ずつ記載してください。

※按分がある場合には、按分後の支出額を記載してください。

使 途 基 準 項 目 別 支 出 内 訳 表

【使途基準項目ごとに作成し、領収書等と対照できるようにする】

会派名 みらい

令和5年度分

使途基準 項 目	研修費	2 / 2 枚	(単位：円)	
支 出 年 月 日	支 出 内 容	支 出 額	領 収 書 等 貼付用紙No.	備 考 (按分率等)
令和5年 11月28日	市議会議長会研究フォーラム宿泊代(株)JTB	25,000	別紙6	10月24日及び10月25日の2泊分
令和6年 2月14日	地方議会研究会	45,000	1	
合 計 額		70,000		

※この表は、使途基準項目ごとに支出日順に1件ずつ記載してください。

※按分がある場合には、按分後の支出額を記載してください。

政 務 活 動 費 支 払 証 明 書

【使途基準項目ごとに作成する】

会派名 みらい

令和5年度分

使途基準 項 目	研修費	1 / 1 枚	(単位：円)		
支 出 年 月 日	使途及び支払内容 【具体的に記入】	支払先名称等	支払額 (按分後)	領収書等を徴 すことができ なかった理由	備 考 (按分率等)
令和5年 10月24日	鉄道運賃 北本～品川	J R 東日本	990	Suica 利用のため	市議会議長会 研究フォーラム参加のため
10月24日	鉄道運賃 品川～羽田空港第 1・第2ターミナル	京浜急行	327	Suica 利用のため	〃
10月26日	鉄道運賃 羽田空港第1・第2 ターミナル～品川	京浜急行	327	Suica 利用のため	〃
10月26日	鉄道運賃 品川～北本	J R 東日本	990	Suica 利用のため	〃
合 計 額			2,634		

領収書
RECEIPT

下記、正に領収致しました。
This is to certify that STARFLYER has received the following.

宛名
RECEIVED FROM 北本市議会みらい 様

金額
THE SUM OF ¥13,870 (旅客施設使用料: ¥470含む) (税込/tax-included)
クレジットカード支払い
(消費税10%対象 ¥13,870(税込/tax-include))

但し
IN PAYMENT OF 運賃および税金・料金等
AIR FARE and TAX/FEE/CHARGE FOR THE FOLLOWING.

航空券番号
TICKET No. 1010369178520015

照会番号
REFERENCE No. 6G2901

航空券発行日
TICKET ISSUE DATE 2023/08/30



株式会社スターフライヤー
Star Flyer Inc.

福岡県北九州市小倉南区空港北町6番
北九州空港スターフライヤー本社ビル

WEB 0d1225aa68-C04FF-033942-0-11
表示日
DATE OF DISPLAY 2023/09/04

航空券明細
TICKET DETAILS

■ご搭乗者名/照会番号

PASSENGER NAMES/REFERENCE No.

オオシマ タツミ様 (6G2901)

■ご旅程

ITINERARY

搭乗 (予定) 日	便名	区間	利用運賃	運賃額 (税込)	運賃適用基準日
2023/10/24(火)	SFJ 081	東京(羽田)⇆北九州	そら旅45	¥13,870	2023/8/30(水)
			合計	¥13,870	

領収書
RECEIPT

下記、正に領収致しました。

This is to certify that STARFLYER has received the following.

宛名 RECEIVED FROM	北本市議会みらい	様
金額 THE SUM OF	¥13,870 (旅客施設使用料: ¥470含む) クレジットカード支払い (消費税10%対象 ¥13,870(税込/tax-include))	(税込/tax-included)
但し IN PAYMENT OF	運賃および税金・料金等 AIR FARE and TAX/FEE/CHARGE FOR THE FOLLOWING.	
航空券番号 TICKET No.	1010369718680011	
照会番号 REFERENCE No.	TFZGV1	
航空券発行日 TICKET ISSUE DATE	2023/09/04	

株式会社スターフライヤー
Star Flyer Inc.福岡県北九州市小倉南区空港北町6番
北九州空港スターフライヤー本社ビル

WEB 0d1225aa68-L4EM6-033805-0-11

表示日
DATE OF DISPLAY 2023/09/04航空券明細
TICKET DETAILS

■ご搭乗者名/照会番号

PASSENGER NAMES/REFERENCE No.

オオシマ タツミ様 (TFZGV1)

■ご旅程

ITINERARY

搭乗(予定)日	便名	区間	利用運賃	運賃額(税込)	運賃適用基準日
2023/10/26(木)	SFJ 082	北九州⇆東京(羽田)	そら旅45	¥13,870	2023/9/4(月)
			合計	¥13,870	

第18回全国市議会議長会研究フォーラム in 北九州

令和5年10月13日

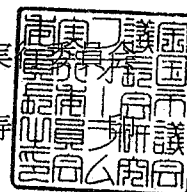
北本市議会みらい 様

参加費領収書

東京都千代田区平河町2-4-2

第18回全国市議会議長会研究フォーラム実行委員会

委員長 坊 恭 寿



金 9,000 円 (消費税対象外)

第18回全国市議会議長会研究フォーラム in 北九州の参加費として

令和5年10月25日・26日開催 (北九州市)

領収書等貼付用紙

No. 1

領 収 書 等 貼 付 用 紙

【領収書等は、使途基準項目ごとに貼付用紙に貼付する】

会派名 みらい

令和5年度分

No.	使途基準項目	用紙枚数
2	研修費	1 / 1

キャッシュサービスで利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめの上、
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	時刻
0017	0379	4655****	
取引店	お取引日	時刻	
37907	05-10-13	10:29	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥34,000	¥440	
お取引後の残高(円)	おつり		

お取引現金内訳	お取引現金内訳	お取引現金内訳	お取引現金内訳
(1万円)	(5千円)	(1千円)	(5千円)
*****	*****	*****	*****
お取引現金内訳	お取引現金内訳	お取引現金内訳	お取引現金内訳
(1万円)	(5千円)	(1千円)	(5千円)
*****	*****	*****	*****

お振込明細またはご案内

みずほ銀行
十四号支店
普通通
カ) JTB様

363 キタモトツギ カイ オオツマタツミ様

印紙税申告納
付につき通和
税務署承認済

電話番号 048-591-5762

取扱番号 400034

*印紙税を納付し無い場合は*印で消してあります。

市議会議員会研究費 9,000円
市議会議員会研究費 25,000円
宿泊代
34,000円
の振込

領 収 証

2024 年 2 月 14 日

北本市議会みらい

様

★

¥45,000

但 議会改革の視点と展望
国民健康保険制度
介護保険制度
資料・動画データ代として

上記正に領収いたしました

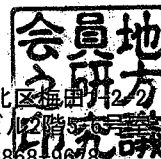
地方議員研究会

〒530-0001

大阪府大阪市北区梅田

大阪駅前第2ビル

TEL 050-6868-9678



No.web-000030820081
発行日：2023年10月27日09:57

領収書

下記の金額正に領収いたしました

宛名

北本市議会みらい 様

RECEIPT FROM

金額

¥710 税込

THE SUM OF

税内 訳	税率	商品等内訳	金額
	10%対象	旅行代金	¥710

但し、バス代金として

予約番号：000030820081

ご出発日：2023年10月24日

購入日：2023年10月21日

本紙は電子的に保存している領収データを画面表示したものです

WILLER MARKETING株式会社

〒531-6006

大阪市北区大淀中1-1-88 梅田スカイビルタワーイースト6階

<https://travel.willer.co.jp>

登録番号：T6120001248546

No.web-000030856672
発行日：2023年10月27日13:51

領 収 書

下記の金額正に領収いたしました

宛名

北本市議会みらい 様

RECEIPT FROM

金額

¥710 税込

THE SUM OF

税 内 訳	税率	商品等内訳	金額
	10%対象	旅行代金	¥710

但し、バス代金として

予約番号：000030856672

ご出発日：2023年10月26日

購入日：2023年10月24日

本紙は電子的に保存している領収データを画面表示したものです

WILLER MARKETING株式会社

〒531-6006

大阪市北区大淀中1-1-88 梅田スカイビルタワーイースト6階

<https://travel.willer.co.jp>

登録番号：T6120001248546

研修報告書

研 修 名 全国市議会議長会研究フォーラム

研修期日 令和5年10月25日（水）～26日（木）

研 修 先 西日本総合展示場新館 福岡県北九州市小倉北区浅野3-8-1

参 加 者 大嶋達巳

第1部 基調講演

躍動的でワクワクする市議会に

片山善博 大正大学教授兼地域構想研究所長

主たる存在は議会

地方自治は二元代表制だが、住民の関心は首長に集まりがちになっている。しかし、地方自治制度を詳細に見ると、主たる存在は議会である。議会は物事を決める決定機関であり、執行機関は決まったことを執行する。どちらがより重要かという、それはやはり決める方である。国に例えれば、政治主導か、官僚主導かということがよく言われるが、やはり決めるのは政治主導で、国民が国会議員を選び、その国会議員が内閣総理大臣を選ぶ。その内閣総理大臣の下に自治体の執行機関に当たる内閣が形成されている。決めるのは国会で、憲法でも国会が国権の最高機関となっている。地方自治法には地方議会が自治体の最高機関であるとの規定はないが、同法第96条を見ると、議会がやはり最高機関であると読み取れる。

現在において、二元代表制の中で地方議会の存在が少し薄れているのではないかと感じられる。統一地方選挙の結果を見ても、投票率が非常に低く、無投票選挙や議員のなり手不足も問題となっている。これは主権者たる住民が議会に対して関心が低いことの反映であり、由々しき事態である。地方自治の仕組みの中で、一番重要な議会の一員であるとの認識の下、住民が自分たちを頼りにして、これを受けて地域の色々な懸案事項、物事を決めていく。その中で、何が足りないのか、どうすればいいのかということが、地方議会改革のテーマになる。

議会改革に欠けていること

これまでの議会改革は、議会の体質や仕事のやり方、組織の風土をガラリと変えるまでには至っておらず、本当の意味での議会改革にはなっていないのではないかと。それでは、何に取り組めばよいのか。議会を住民目線で見たときに、決定機関である議会が備えるべき要素としては、公開の場での真剣な議論、税の議論、住民の声の3つが欠けているのではないかと。

公開の場での真剣な議論

特に議案、予算審議についての公の場での議論がないのではないかと。予算案は議案が上程されたらそのまま通ることが事実上決まってしまうのではないかと。議案について市長部局から事前に説明を聞いて、意見もしっかりと言ひ、その段階で変わることがあるとしても、市民に見える公の場に議案が出てきてからどのような議論をしても結論は変わらないというのは、市民にとっては面白くない。公の場に出てきた段階から勝負だと思う。公の場に出てきて真剣な議論を行い、物事が変わったりすれば、市民が関心や期待を持つことにつながるのではないかと。議案の修正は市長と対立することではないので、議会の日常的な作業として実践していただきたい。

税の議論

本来、税率は自治体の財政運営において、インフラ改修などの需要に応じて、引上げ・引下げなど、変動させて良いものである。しかし、税率を変えてはならないという固定観念にとらわれているのではないかと。是非、日本の地方議会でも税について議論して欲しい。また、実際に税率の引き上げについて議論する場合は、納税者の同意が必要である。そのため、議論の際には住民の声をよく聞く必要がある。

住民の声

日本の地方議会では、本会議や委員会などで住民の発言機会はまず見られない。議案審議の過程、特に前述の税率引き上げなど予算審議の際には住民の声を聞く必要があるが、どうやって住民の声を取り込んでいくか。

アメリカの地方議会の手法が参考になると思う。ある市では、財政状況が厳しくなったため、図書館の予算を削減して分館の閉鎖や利用時間短縮を行う方針を打ち出したが、その案を議会で審議する過程で市民の意見を直接聴く機会を設けた。すると、子どもが利用する機会が無くなる、勤務時間後に利用できない、移民がアメリカ文化を学ぶため残すべき、といった様々な反対意見が市民から相次いだ。市民の意見を受けて議会では、議会は図書館の予算削減案を取り下げ、財源不足の補填として5年間限定で増税し、図書館予算を増額する予算案を提案した。その際、再び市民に発言の機会を設けたところ、年金生活者から図書館は必要だが、増税は止めるべきとの発言があった。しかし、議会で協議の結果、時限増税と図書館予算の増額を盛り込んだ予算を決定した。

このように、市民が議会に集まる機会を設けることで、市民たちは自分の意見が述べられるだけでなく、議員の発言・意思表示をよく見ることができ、それが次の選挙の投票行動に反映される仕組みになっている。日本の地方議会でも税についての議論を行い、議案の処理に当たっては住民参加の機会を設けるべき。そうすれば、一つ目の公開の場の真剣な議論も自ずと実現する。執行部から説明を聞いて良しとするのではなく、執行部は予算案を一つ一つ住民にわかるように丁寧に説明し、議員は議論を交わし、住民の意見を聴く機会を設ける

べき。そうすれば本当に有意義な充実した議会になるのではないか。

現行の議会権限を活用

議案を審議する際には、執行部側の説明をそのまま鵜呑みにするのではなく、その裏を取るという作業を行うべき。裏を取るというのは、実際に市民の声を聞くこと。何でも執行部に答弁させるのではなく、発言したい市民を募ったり、市民アンケートを行ったりと積極的に取り組んでいただきたい。

教育委員会

現行の権限を駆使して行って欲しいことは、教育委員会にちゃんと目を配ること。昨今の教育現場の疲弊、いじめ、不登校、教員のなり手不足といった問題の背景は教員があまりにも忙しすぎることにその原因があるのではないかと見ている。教育の現場では、多忙化解消と言っているだけで一向に解決せず、その責任は第一義的には教育委員会にある。

教員の職場管理は、義務教育であれば自治体の教育委員会の仕事である。教育委員会は仕事を減らすか、教員を増やすべき。鳥取県では、希望する市町村と組んで税源を折半し、国の法律で決まっている定数以上に独自に教員を増やした。教員の多忙化解消を本気で考えるなら、財政を負担して、これを解消するような策を取っても良いと思う。その時に主体となるのは教育委員会である。

もし教育委員会が真剣に取り組んでいないなら、教育長や教育委員の選任に同意した議会の責任になる。どうか人事案件はしっかり吟味していただきたい。是非、教育委員の任命に当たっては、本人を議場に呼んで対面で質問して話をしていただきたい。

2部 パネルディスカッション

「統一地方選挙の検証と地方議会の課題」

コーディネーター

谷隆徳 日本経済新聞編集委員

パネリスト

勢一智子 西南学院大学法学部教授

辻陽 近畿大学法学部教授

濱田真里 Stand by Women 代表／女性議員のハラスメント相談センター共同代表

田仲常郎 北九州市議会議長

谷 今回の統一選を評価・検証したうえで、地方議会の課題に対する対応策や処方箋を考えたい。

勢一 高齢者ほど投票率が高く、若いほど低い年代別の投票率をみると現在の地方議会には住民自治の危機が訪れているのではないかと。地方議会は地域の有権者から選ばれた議員から構成されるが、その構成が地域社会を映していないのではないかと。このような問題を受けて地方自治法が改正されているが、この改正に込められた意味というものを見ていきたい。

辻 市と言っても人口 370 万人の市から 1 万人を切る市まで多様なため、大規模自治体と中小規模自治体を同様に論ずることには無理がある。小規模自治体のなり手不足の問題点は、議員報酬と専門化。人口が 50 万人以上であれば議員報酬月額が 71.6 万円、5 万人未満の場合は 33.5 万円と大きな差があり、小規模自治体では議員活動のみで生活するのは厳しい状況。また、小規模自治体では事務局職員数も少なく、政務活動費が交付されていない市もあるため、議会活動が困難な状況にある。首長と議会が対峙する二代表制で議会の役割を発揮するためには、議員活動に専念できる環境が必要だ。

濱田 大学で議員に対するハラスメントの研究をしていたが、その中で沢山の議員の話を聞くうちに、これでは若い人は政治の世界に入りたいとは思わず、女性議員も増えていかないと考え、令和 3 年に Stand by Women を設立した。今春の統一地方選挙に向けた女性議員のハラスメント相談センターの設置、子育て中の女性立候補者を支援する子育て選挙プロジェクトを立ち上げた。

田仲 北九州市議会では、投票率の低下、議員の人材確保、政策立案における質の向上が課題で、平成 30 年から市民に議会をより身近に感じてもらうため、市の課題をテーマに議員と市民が意見交換を行うカフェトーク in 北九州を始めた。それまでは、議会報告会を平成 23～29 年に計 9 回実施したが、広報強化の観点から、市民意見の把握ができていないとの結論に至った。そこで、議会報告会は必要に応じて開催し、新たに大学教授による基調講演や市民とのパネルディスカッションを通じて市民との交流を深めるためカフェトークを開催するに至った。

谷 地方議会が抱える課題は主に二つ。一つ目が、いかに多様な人材に議会に参画してもらうか。二つ目が、どのように議会への理解、住民の関心を高めるのか。この二つの課題解決のポイントとしての制度改正、環境整備についてはどうか。

辻 政令市は行政区ごとに選挙区を設置し、それ以外の市は全体を 1 区とする大選挙区制を採用している。大選挙区制は多数の候補者から一人に投票することが難しく、その点で有識者からの批判も強いが、一方で政党から支援がない議員も当選しやすく、定数が多いほど議員の多様化も生まれやすい。兵庫県内の政務活動費の支出の内訳を調査したが、特に大規模自治体の議員は、広報費としてチラシやホームページに充て、議員としての実績を報告できるが、そのような機会や資金を持たない新人の立候補者が圧倒的に不利になる状況。これが議員のなり手不足、立候補者不足を招いているのではないかと。

谷 有権者によるハラスメント、いわゆる票ハラへの対策はどうか。

濱田 第三者による介入が効果的だ。立候補者や議員本人が断りづらい状況に第三者が入ることで丸く収まる効果があるのではないか。国会議員の場合は公設秘書制度で3人まで国費で秘書を雇えるが、地方議員は、市民からの問合せや要望に一人に対応せざるを得ない状況で、負担も大きく、ハラスメント被害も拡大しやすいため、地方議会議員の側に一緒に立ってくれる人が必要である。

田仲 北九州市議会では、議会への関心を深める観点から、市内の小・中学生を対象にした取組を実施している。中学生には、北九州青年会議所が主催するドリームサミット中学生議会を実施し、市長や執行部、議長も執行部として中学生の鋭い質問に答弁し、主権者教育の一環として大きな効果を上げている。また、市内の小学6年生を対象に平和のまちスタディツアーを実施。昨年オープンした北九州市平和のまちミュージアムでの平和学習に加え、議会棟や小倉城などを訪問。今年度は124校中49校、約3千人の児童が議会棟を訪れ、体験型の議会見学に参加する。議会を身近なものに感じてもらうため、児童は本会議場の議員席に座り、演壇に立ち見学の感想を発表。また、フードロス为主题として、給食の食べ残しを減らすにはどうしたらよいか児童自ら考え、架空の候補者から給食大臣を選ぶため、実際の投票箱などを使った模擬選挙を行い、開票作業も自ら行うなど、議員体験を通じて政治に対する意識向上を図るほか、これらの体験を通じて議会の選挙の仕組みを学ぶなど、早い段階から主権者教育を行う機会となっている。

勢一 西南学院大学で開講している行政法のゼミでは、ゼミ生の9割が公務員志望で行政、地方自治に関する仕事に関心が高いはずだが、これまで地方議会議員になってみたいと希望する者は誰一人いなかった。その理由は、議会は何をしているかよくわからないので、議員として何をすべきかわからず、議会に対する理解や関心がないことを肌で感じている。人口減少社会が到来し、限られた財政の中で地域の将来をどう描くか、限られた地域の資源をどこに投入していくかを地方議会でも議論をするべきだが、その選択基準も過去とは違う基準で選んでいくべき。例えば、地域の持続可能性や、心豊かな暮らしのあり方。多様な人たちが参加してその考え方を取り入れなければ議会で議論ができない。そういう意味で多様性に富む議会で議論することが非常に重要になってくる。多様な人材に議会参画してもらうためには議員の多様化は必須で、特に過小代表となっている議員の少ない世代や性別を補っていく工夫が必要。その場合はより多くの人立候補できるような環境の整備を全国的に取り組むべきだと考える。また、議員の中での多様性の確保も重要。より多くの人立議員になるためには、労働市場自体も変わらなければならないと思っている。社会で働いた経験をもって議員になる、議員で経験したことをもって議会以外の社会で活躍する。そのような社会のメカニズム自体の変革が社会全体の制度として必要になるのではないか。

谷 法的な対応をしていかなければいけない問題もあるが、やはり議会自体の努力が欠かせず、こちらの方が重要とも言える。議会にとって参考になる具体的な提言を。

濱田 ハラスメント対策としては、研修、条例や倫理規定等の整備、相談窓口の設置。調査でもこの3つが議員から希望として多く、これからの議論として重要である。令和3年6月にハラスメント対策が議会に対して義務付けられたが、約2年を経過しても対応はあまり進んでいない。全国全ての自治体、議会で個々に仕組みをすぐ作るとは難しいので、福岡県や大阪府の条例のように、都道府県単位などで広域に相談窓口を設置するなどの方法もある。しかし、ただ窓口を作るのではなく、相談先として利用できる実効性のある窓口が必要である。ハラスメントに対応するルール作りは、労働環境の整備の視点からも重要。地方議会のハラスメントはメディアでも注目を浴びており、しっかり対応すべきである。

田中 議会は議事機関であると同時に、自治体における立法機関である。議員提案では条例を制定するにあたって一定のモデル的な手続きを定めており、検討するにあたって多くの市民の意見を聴く機会を設けている。これが北九州市議会の議員提案条例の大きな特徴。多くの議員が同時に市民の声を聴き、それについて意見を交わすということも貴重な機会となっている。条例化という法的な政策立案方法は、議会が主体的かつ完結的に実現できるもの。議員が市民の声を聴いてそれを参考に条例を作る。あるいは条例制定には至らなくても条例にすべきかどうか検討するという活動は今後も広げていきたい。

勢一 一つ目は、議会は人口減少社会でこそ一層重要な役割が期待されている。議会が何を担って、何をやっていくのかを自らしっかり住民に示すことが重要。例えば議会基本条例の制定や、すでに制定した議会では最近の動きに合わせた改正が必要である。条例という住民に見える形になることで、住民への信頼感に繋がる。地方自治法が改正されたが、答申にある通り本改正はこれまでのことを改めて確認したもので、本来は国法で書くよりも各議会が自ら条例でそれを示すことの方が住民にとっては極めて重要で、議会としても意味があることだと考える。二つ目に、過小代表の状況を修正する必要がある。女性議員をもっと増やす、年齢層を幅広くすることが理想だが、すぐには変わらないならば、そういう人たちの声をどのように入れていくのかを考える。北九州市のカフェトークのような取組を積極的に取り入れ、若い世代や子育て世代がどういうことを求めているのかを感じて、それを議場に反映することが大事。三つ目は、主権者教育が非常に重要。一步一步少しずつ行うのが主権者教育だと思う。

辻 主権者教育の機会を通じて一人でも多く議員になる人材を育てて、議会に興味を持つ人が一人でも増える状況を作ることが重要である。また、首長と議会の制度的な関係で言えば、首長のみが有する予算案の調製権、提案権がなく、首長の権限が強いというところに全ての原因があるからではないか。事務局体制もかなり制約がある中でどうするかということについては、自治体議会の事務局間の連携など事務局間で

機関等の共同設置のような取組ができれば、政策立案もしやすくなるのでは。また、予算修正案に関しては、執行部側も含めて職員の人員にはかなりの制約があり、議会が修正案を出せば、財政部局で調整が必要になり、職員の残業代が必要になるということを見ると、議会側が執行部側に遠慮してしまうこともあるのではないか。結局のところは財政問題、お金がないから人を雇えない、残業代が出しにくいというお金の問題にたどり着くのではないか。

谷 厚生年金の地方議会議員の加入についてはどうか。

辻 専門化の方向にいくのであれば進めるべきではないか。地方議会の状況は、小さな議会では議員報酬が少ない、議会は平日開催、なり手不足と八方塞がり。専門化に向けた環境整備の進展は、まず二元代表制であるならば特に必要なことだと思う。

濱田 子育て世代の若い候補者への調査を去年から続けているが、課題として大きいのが、自分を支持する層の人たちが選挙期間中は働いているので、平日の日中に手伝ってくれる人が誰もいないという問題。今春の統一地方選挙で落選した方々にヒアリングしたところ、無所属で立候補した方も多かったが、4年後の選挙について聞くと、人員が本当に大事だということが分かったので、次は政党の公認をもらってそこで人手を借りたいという人や、選挙期間の平日に手伝ってくれる人を4年間かけて集めるという人がいた。やはり、若者が立候補するときのハードルは、誰が手伝いをするのかという問題。当選した方の話を聞くと、地元高齢者団体などがサポートしており、20代の若い候補者でも選挙のチームを見ると高齢者ばかりで、支持者と立候補者の年齢のギャップも非常に大きく、若い候補者が高齢支援者から怒鳴られるという相談も受けている。若者が立候補する際に誰がサポートするかが現場では深刻な問題だ。また、男性議員へのハラスメントについては現在、お茶の水女子大学の申教授と共に、パパ議員の選挙経験ヒアリング及び男性議員へのハラスメントの調査とヒアリングを行っている。まだまだ実態が明らかになっていない分野なので、これから明らかにしていきたい。

第3部 課題討議

「議員のなり手不足問題への取り組み報告」

コーディネーター

江藤俊昭 大正大学社会共生学部公共政策学科教授

パネリスト

辻弘之 登別市議会議員

たぞえ麻友 一般社団法人WOMAN SHIFT 理事／目黒区議会議員

永野敬一郎 枕崎市議会議員

江藤 なり手不足問題を解決するための取組について。

辻 地方議員の仲間と一緒に未来への種まき研究会という団体で地方議員養成講座を開講した。未来への種まき研究会は、グリーンシード21という団体の中で、どの町でも議員を育てる取組が不足しているのではとの想いで有志を募って開講。50名の受講登録があった。世代別では、4割が40代以下、7割が生産年齢からの登録で、職種では、現職の行政職員13名、医療・福祉職11名、会社員10名。行政職員、医療・福祉系の方の関心も高い。このデータは、北海道の更なる限られたデータなので、全国の立候補前の前職データがあれば、なり手不足解消に向けた議論において、地方議員になりたい意欲のある、効果の高い層が可視化されるのではという可能性も感じた。地方議員養成講座は、令和4年4月～5年2月に計6回開催し、地方議会議員たる倫理観、地方における経営戦略、選挙のイロハ、公職選挙法の趣旨・解説、地域のリノベーション、いじめや自殺問題などについて、大学教授や現役首長・地方議員、地域の経済人や地域住民などを講師として学ぶ機会を設けている。また、地方の町のゲストハウスに泊りがけで地元住民も交えて夜通しテーマについて議論した。また、理論だけではなく実践として、住民のゆらぎをどのように理解して議論を展開すべきかを感じ取れるような講座を展開している。統一選では、50名の受講生のうち30名が立候補して、20名が当選した。

たぞえ 届きづらい女性の声を政治につなぎ、一つずつ実現していくとのミッションを掲げ、平成27年8月、WOMAN SHIFTを設立。議員を応援したい、関わってみたいといった市民との繋がりに関する活動を行っており、北海道から九州まで44自治体50名の女性議員が参加している。当団体は、女性議員がなぜ増えないかとの問題に対して要因を三つに整理した。一つ目は、そもそもなろうと思わない。二つ目は、なり方を知らない。三つ目は、なっても辞めてしまう、というもの。この三つの柱に沿って活動してきた。地方議員について、市民からは何をやっているのかわからない、やり甲斐がわからないとの声。一度議員になると辞められないのでは、との懸念から議員になることを躊躇する声があり、議員を知らないことがその要因として挙げられる。このことについて当団体では、女性議員のブランディングとして女性議員の活動を分かりやすく伝えるため、日本政策学校とコラボレーションした女性議員増やそうプロジェクトを開催したほか、出馬に対する家族の反対については、女性議員の夫へのインタビューを行った。このほか大学では、地方議員というキャリアもあることを伝えるなどの活動を行ってきた。また、議員のなり方や選挙のやり方については、若手女性向け講座WOMAN SHIFT シスターズを開講したほか、ラジオのジョセラジで女性と政治を近づける活動も行っている。最近のメイン活動としては、若手女性議員向け勉強会として政策を実現するためのスキルとワザを共有しあう勉強会を開催しているほか、政策共有と悩み共有の場づくりと

して、議会内で解消できない悩みの相談や、政策、先進事例の共有、女性同士の繋がりによる地方議員の継続的な活動の支援、各自治体の女性議員への研修などを行っている。

永野 枕崎市は、平成31年4月の統一地方選挙で無投票選挙になったが、その克服を目指した4年間の歩みについて地方の小規模市の実情を交えながら紹介する。次の選挙では無投票は絶対避けなければとの思いから、選挙直後に後援会関係を通じて議会を志す熱い思いを持つ人に声を掛けたが、家族の反対等もあり、誰も立候補には至らなかった。今年の5月に議長に就任し、6月議会で市民から定数見直しの陳情があり、これを受けて9月に議員定数適正化及び議員報酬等調査特別委員会を設置。本委員会における調査研究の基礎資料とするため、18歳以上の市民を対象として、定数、報酬のほか、選挙や市議会に対する意見等のアンケート調査を実施したが、若い世代の回答率が低く、政治に興味がないことが伺えた。アンケートでは、市民が考える適正な議員定数、報酬に加え、議員のなり手不足が深刻化している原因、議員になるために必要なことなどについて意見を募った。また、議員として枕崎市のために頑張りたいかとの質問では、議員を是非やってみたいと思う割合が僅か13%に、現在の報酬額27万5千円で議員を目指そうと思うかとの質問では、目指そうと思わないが一番多く43%という結果になった。定数については、減らすべきとの回答が50%を占め、議員定数14人から4人減との回答が52%、2人減が40%との回答だったが、4人減の10人では、市民の声が届かないのではとの議員からの意見も多く、最終的に定数は2人減の12人とした。議員報酬については、上げるべきとの回答も多かったが、コロナ禍の状況下で議員報酬を上げることは難しいのではとの意見もあり、据え置いた。その結果、春の統一選は、定数12人に対して14人が立候補。うち4人が女性議員である。

江藤 それぞれの取組の成果は。

辻 議員のなり手不足の問題は色々と議論されているが、なり手不足の具体的な解決に向けて住民に働き掛けるターゲット層をどこに置くべきか、社会をどう変えていくべきか、その手法はどのようなものがあるかという議論が不足していると感じる。報酬、組織、地縁など、なり手不足の要因は様々あると思うが、全国の市議会でも共通して実践できることは、次世代の地域リーダーや思いをもつ人材を育てていくことで、それが何よりも重要。多様な価値観をもつ議会に変容しないと、議会の社会的な課題解決力が下がるため、議員自身が多様な議会をつくる意味合いを今一度考える必要がある。また、議員のなり手育成や多様性向上のためには、働き方の整理が必要なのでは。働き方は国でも議論されているが、フリーランスと同程度の社会保障や税制措置が必要と感じる。また、企業側が地方議員のキャリアを評価できるよう、議員を辞めた後に社会で活躍するロールモデルの共有なども考えられる。

たぞえ 住所の公開による家族からの反対や男女ともにストーカー被害があり安心して暮らせないこと、旧姓を使えないことが選挙のハードルになっているとの声があり令和2年7月、当団体は当時の高市早苗総務大臣に提言を行った。その結果、候補者の立候補の届出があった旨の告示事項等について、具体的には住所の非公開が、総務省から各都道府県宛に通知された。当団体では、政策を実現できる女性議員を増やし、女性のキャリアとして地方議員を選択肢の一つにすることをミッションに掲げ、ハラスメントへの対応、役所の職員との関わり方などに関するオンライン中心のワークショップを設けて、成功事例を共有しながら活動している。一番伝えたいのは女性の声をもっと政治に届けるということをミッションとして実施しているママの議員インターン。令和元年3月にスタートし、8月現在、約140人のママが体験している。子育てしている女性に地方議員へインターンに入ってもらい、ママは地域や政治の知識を深めて新たな繋がりが生まれ、議員は市民の声を直接聞くことができるなどの相乗効果が生まれている。また、ママ議員がママの声や30～40代女性の声を本当に代弁していることを実際の声を聞いてしっかり確認できる仕組みだと実感している。さらに、女性議員を育成するというわけではなく始めたこの仕組みからも、統一選で2名の議員が誕生している。

永野 今春の統一選で無投票を回避できたことが一番の成果である。しかし、議員の兼業・兼職に関する規制が緩和されたが、請負金額が300万というのは低いと思う。やる気があり起業している人や個人事業主も兼業の問題で断念している場合もあり、ポテンシャルの高い若者もそうした壁があり議員になれないとの話もある。アンケート結果によれば、選挙に対して負担を感じるとの回答の割合が一番多く、資金問題が行く手を遮っている。また、現役世代は日中仕事をしており、選挙時には運転手、ウグイス嬢や、選挙事務所スタッフなどの確保が難しい。地方の議員は、個人事業主が多く、会社員が議員に立候補することはハードルが高いと思う。サラリーマンとして勤務している会社の理解とサポートを受けながら議員に立候補し、議員活動が続けているが、会社員でも会社から理解を得て議員に立候補し、活動できるような、やる気のある人が議員を目指せる環境づくりがこれからは大事になってくるのではないかな。

江藤 辻 なり手不足問題を克服するための地方議会への提言・メッセージについて。
地方議員養成講座は今年度も継続しているが、これに加えて行政や議員の使い方、まちの仕組みを学び、未来のリーダーを育てていくことをコンセプトに、胆振圏域を中心とした養成講座地元版を展開しており、若い方や女性も参加している。最後に、誰のために議会改革をしているか、改めて整理することが必要。議会改革そのものが住民から評価されたり、選挙で票を獲得したりすることには繋がらないので、議員からの改善や改革などの提言を受け入れることも大事。議会改革は、議員が社会を変えていくために仕組みをより良くする手段で、その後に結果を出すこ

とが重要である。また、近年議論に上がっている女性のため、若者のためということが表層的になってないか改めて見直して欲しい。議会は、特定の価値観に偏りがちで、異質なものは排除した方が何となく安心できると思うが、このように進めていくほど社会は弱く、脆くなってしまう。そのため、より社会の価値観に近い議決ができる機関機能を持ち、議会の価値を高めるために、女性や若者に参画してもらう必要があるとの考え方にシフトするべき。多様性とは、マイノリティーのためではなく、私たち自身が住む地域を強くしていくためにも不可欠な時代に来ているとの視点を皆さんと共有していきたい。

たぞえ 新人議員向けの暗黙のルールを教える勉強会が必要ではないか。孤軍奮闘してきた新人議員などは議会の作法のようなものを知らず、トラブルが起きるケースがある。そうなる前に、地方自治法や議会運営の知識などを新人に伝える取組が必要。また、この作業で不要なルールの存在に気づけば、それが議会改革に繋がるのではないか。同時に、ハラスメント研修も必要である。

永野 まず今回の選挙戦で強く感じたことは、若者の政治離れが進んでいる背景として候補者を誰も知らないから選挙に行かないとの話をよく聞いて、非常に残念だったことである。議長になるに当たって顔の見える議会、顔の見える議員を目指していこうと所信でも述べた。枕崎市議会も昨年度からタブレットを導入しているため、これらのツールを活用して、政治に関心のない若い人たちに向けてSNS等で市議会の取組等について情報発信をしていくために準備を進めている。また、新たな取組として、参加された人全員に必ず意見を言ってもらうワークショップ形式の市民と市議会と語る会を行うこととしている。

江藤 キーワードはやはり育てるということと働き方ではないか。そもそも議会が何か、どうやって議員になるかを知らなければ立候補する気にならず、議員になってもすぐ辞めてしまう。多様性が議会の存在意義になり、それが政策や監視力の強化に繋がってくる。そのような議論が必要になってきているのではないか。

所感

議会として重要な点は、議員の多様性が確保され、公開の場で討議を行い、結論を出すということがあらためて確認できた。

多様な価値観をもつ議会に変容しないと、議会の社会的な課題解決力が下がる。一般的に、多様性が失われると社会は弱く、脆くなってしまう恐れがある。そのため、議員自身が多様な議会をつくる意味合いを改めて考える必要がある。また、地域の持続可能性や心豊かな暮らしのあり方は、多様な人たちが参加してその考え方を取り入れなければ、議会で議論することができない。そういう意味では、多様性に富む議会で議論することが非常に重要になってくるとともに、多様な人材に議会参画してもらうためには議員の多様化は必須である。

公開の場で討議を行い、結論を出す過程においては、市民の声を聴くことが非常に重要となる。特に議員提出議案では、そのことがより大事と考えられる。現状の地方議会では、本会議や委員会などで住民の発言機会はまず見られない。それに対してアメリカの事例が紹介されたが、議案を議会で審議する過程で市民の意見を直接聴く機会を設けている。ここで出た市民の意見を受けて議会では、新たな議案を提案し、再び市民に発言の機会を設けたうえで最終的な議案としているということだ。それに似た取り組みとして、北九州市議会では、議員提案では条例を制定するにあたって、多くの市民の意見を聴く機会を設けている。多くの議員が同時に市民の声を聴き、それについて意見を交わすというとても貴重な機会となっているということだ。例えば、議会基本条例の改正についても最近の動きに合わせた改正が必要であるが、住民に意見を聴き見える形で改正することにより、住民への信頼感に繋がるものと思う。

議員のなり手不足については、統一地方選挙の結果からも投票率が非常に低く特に若い人の投票率が低い。また、無投票選挙が増加している。これは主権者たる住民が議会に対して関心が低いことの反映であり由々しき事態である。ある大学で開講している行政法のゼミでは、ゼミ生の9割が公務員志望で行政、地方自治に関する仕事に関心が高いはずだが、これまで地方議会議員になってみたいと希望する者は誰一人いなかったということだ。その理由は、議会は何をしているかよくわからないので、議員として何をすべきかわからず、議会に対する理解や関心がないようだ。この対応としては主権者教育をすすめることが必要と思われる。北九州市議会では、早い段階から主権者教育を行う機会を設けているということで参考にしたい。

2023. 11. 16 (USB にて受講)

講師 牧瀬 稔 氏

受講者 金森すみ子

議会改革の視点と展望

<議会の役割>

住民の福祉の増進を目的とし、「行政監視機能と政策立案機能」を手段として有する。

<議会改革とは何か>

議会ランキングを気にし過ぎて、議会改革をすることが目的化している傾向があった。住民は、議会ランキング上位を望んでいるのか、「行政監視機能と政策立案機能」に真摯に取り組んでいくことが望まれる。改革とは、「従来のやり方や決まりなどを改め、良くすること」という意味で、削減や縮小という意味ではない。一時期は、削減や縮小ありきの議会改革となっているくらいがあった。

<議員定数をどう考えるか>

最少の経費で最大の効果という観点では、トータルしての議会費の削減が重要で、議員数で捉えるものではない。

〔正しい議員数の管理とは〕 議員の能力により正しい議員数は変化する。その意味では、

①議員の能力開発(議員研修や視察の充実、議員提案政策条例への取組など)、が重要である。

②能力の高い議員の採用は、住民の選挙行動に係る。

③専門人材の育成で、議員同士の役割分担する事も大事である。

外部との連携も良いとのこと。(市議会と大学とで包括協定し、条例づくりする等)

<議会基本条例>

約1700議会中960議会程の議会が制定している。東京財団は①議会報告会開催による市民との意見交換②市民政策提言と位置付けた請願陳情の提出者による意見陳述③議員間の自由討議、が無ければ意味のないアクセサリー条例であると指摘している。必要に応じて改選の際などに見直しも必要である。見直しで①を無くす議会も増えてきている。

<議会基本条例の議会改革への活用>

議会が持つ「行政監視機能と政策立案機能」を強化する規定を書き込む。

例として→大学研究機関との連携、議会アドバイザーの設置、調査権機関の設置(人口増加に結び付いた自治体あり)、ICTの活用、議会活動の脱炭素化、議会のSDGs推進、など。

<議員提案施策条例で自治体課題の解決>

自治体の課題は多様で、解決の手段の一つが条例である。ハードルは意外と高いものではなく、数条から構成される条例や絵文字を使った条例など多様化している。規定を設けて実効性を高めるとよい(見直し等規定、財源根拠規定、規則等委任規定、議会報告義務付規定、議会責務規定、など)。

執行部に依頼し、難しければ議員提案にするなど、試みる。方向性を示すのは議会、詳細な方法は執行部。

<議会報告会のあり方>

議会報告の実態は、参加者の固定化、発言者の固定化長時間化し多くの声が聴けない、質問は苦情や不満・陳情が多い。その結果、建設的な報告や対話にならず、市民の議会不審を招いてしまう残念な議会報告会もある。

対面式では、対立構造を招いてしまう、議員側にテーブルがあると偉そうな感じを与え激化しやすい。テーブルを囲み共有する構造にすると、参加者の視線はテーブルの中心に向き意識が共有されやすく

なる。

〔事例・カフェトークふじさわ〕 ワークショップ形式(小グループ対話ファシリテーション手法)、コーディネーターは第三者、大学生の活用、参加者全員で意識の共有化を図っている。参加者の満足度は、大きく改善された。

ポイントは、①一体感の醸成(参加意識の醸成)②思い出作り(思い出が良ければ次回も参加) 議会報告会の積み重ねにより、議会への理解、信頼を成就させる。議会に関心を持つ住民を掘り起こし、投票率の向上につなげていく。

<感想等>

本市議会では、予算決算委員会の設置、テーマを持った委員会活動、委員間討議の実施、など議会活動の活発化に努めてはいる。しかし、議員の能力向上に繋がっているかというと、まだ道半ばである。議会の役割である「行政監視機能と政策立案機能」を充実させる為に何をするのか、その点を十分に考える必要がある。講師も述べていたが、まずは議員の能力を高めることが大切で、削減や縮小ありきの議会改革とならぬよう努めたい。議会モニターの意見交換会でも、減らす事を目的にせず、弊害がないのか慎重に考慮し進めるべき、減らすと戻すことはできない、との指摘もいただいている。議会報告会については、他の自治体事例を参考に実施方法を工夫していきたい。

2024. 1. 19～20 (USB にて受講)

講師 足立泰美 氏

受講者 金森すみ子

国民健康保険制度

<我が国の社会保障の状況>

我が国の財政は、歳出が歳入を上回って推移、差額が拡大傾向である。その差額は国債で補填していて、歳入の内、公債金が占める割合は3割にまで伸びている。国の歳出予算額を 1990 年度と 2023 年度とで比較すると、歳出全体は、73%増、社会保障費は 218%増、国債費は 77%増、地方交付税交付金は7%増となっており、借金で借金を返し、借金で社会保障費を支払っている状況にある。

<医療保険制度>

国民皆保険と診療報酬点数制、フリーアクセスが特徴である。

後期高齢者医療費では、負担割合は、後期高齢者(保険料)は約1割、現役世代(支援金)は約4割となっている。今後、団塊の世代が後期高齢者となって医療費が膨張していくとされるが、支援する現役世代は、減少しその負担は大きくなっていくと見込まれる。2年に1度、高齢者負担率を見直している。

<国民健康保険の構造的課題>

年齢構成が高く医療水準が高い、小規模保険者は不安定、所得水準が低い、保険料負担が重い、保険料収納が安定しない、市町村間の格差など、の課題が見られる。

赤字解消の為に一般会計からの法定外繰入は、国保加入者以外に負担させることとなり、需要者負担に矛盾であると問題であった。

<国民健康保険の改革>

平成30年度より、都道府県単位化し市町村と役割を分担、安定的な財政運営と効率的な事業運営の確保を図っている。財政安定化基金で、保険料収納不足、医療費の増加などに対応する。

国民健康保険では、前期高齢者(65 歳以上 75 歳未満の定年退職などで会社を退職した高齢者)が加入することが多く、高齢者医療費の負担は他医療保険者より大きくなる。医療保険者間の負担の不均衡を解消するため、各保険者の前期高齢者加入率に応じて負担を調整する仕組みが導入されている(前期高齢者財政調整制度)。国保は、前期高齢者加入率の低い他保険者より納付を受けることになる。

<国民健康保険の今後の課題>

法定外繰入などの解消(赤字解消計画の策定・状況の見える化などで実効性のある取組)、保険料水準の統一(地域の実情に応じて)、医療費適正化の推進(保険者努力支援制度で予防・健康づくりの拡充、県内全体の医療費適正化への取組)、が望まれている。

<感想等>

本市は、上記の国民健康保険の今後の課題の対応に努めているようだが、医療費適正化の更なる推進を求めている。国民健康保険制度の持続可能な運営には、制度そのものの改革が必要であると感じる。引き続き学んでいきたい。

介護保険制度

<介護保険制度の概要>

保険料は、事業計画に定める“サービス費用見込み額”などに基づき、3年間の財政の均衡を保つよ

うに設定される。3年度通じて同一の金額となる。国民健康保険制度や後期高齢者医療制度の運用の反省から、第1号と第2号の被保険者の負担は、概ね同じとしている。

保険料の支払いは、年金や給与からの天引き方式で確実に徴収し、サービス利用については、認定内容によって利用可否や限度額を定め、適正化を図っている。

<第9期事業計画の重要点>

全国的な“サービス利用者数の見込み”では、都市部を中心に2040年まで増え続ける保険者が多いとされるが、ピークアウトに転ずる保険者も出てくる。

第9期計画においては、中長期的な人口動態などを踏まえたサービス需要の見込みや、生産年齢人口の動向を踏まえ、施設サービス・居住系サービス・地域密着型サービスをバランス良く組み合わせて整備することが重要である。サービス需要のピークアウトが見込まれる場合は、在宅生活を支える地域密着型サービスの整備、将来的な機能転換や多機能化を見据えた施設整備など、地域実情に応じた対応の検討が大切だ。

本市は、“サービス利用者数の見込み”では2040年まで増え続けるとされるが、増え幅の見込みが重要で、やたら施設を増やすのには注意である。見込みを誤ると財政難となり窮地に陥る。

<その他の課題>

〔要介護認定率の地域差〕 厚生労働省の「介護保険事業報告」から、各保険者別の認定率を算出できる。総費用の市町村格差はあるか、あるなら何が原因か(単価なのか量なのか、要支援～要介護のどれか、どのサービス利用が多いのか)、分析する。

〔介護サービス事業の経営状況の確認〕 総務省「地方公営企業年鑑」から、施設の損益、人件費や利益剰余金などがデータで確認できる。

高齢者虐待については、養護者による虐待の相談・通報が増加傾向で問題視されている。被虐待者の認知症症状や介護疲れ・ストレスなどが発生原因とされる。

<地域の実情に応じた独自施策の拡大>

国の示す介護保険サービスは、全国地域を平均化したものを前提としている。地域の、ニーズ・資源・人材や財政状況を踏まえ、地域の実情に応じて独自の施策が望ましい。「すべてを共助(介護保険・医療保険)で」の考えでなく、「自助(自分で行う、民間サービス)、互助(地域の助け合い)、公助(一般財源による福祉サービス)」の可能性の検討も必要である。

実施例→移送サービス、配食サービス、おむつ支給、成年後見制度支援など。

<介護予防施策>

〔保険者機能強化推進交付金 H30～〕 市町村や都道府県のような取組の達成状況を評価できるよう客観的な指標を設定し、高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を推進する。

〔介護保険保険者努力支援金 R2～〕 公的保険制度における介護予防の位置付けを高めるため、介護予防・健康づくり等に資する取組を重点的に評価し、配分基準のメリハリ付けを強化する。

<感想等>

本市の要介護認定率の状況やサービス利用供給状況などについて、この学びを生かし注視していきたい。介護予防には外出することが有効であると、行政視察でも学んでいる。外出しやすい環境づくりを充実させていきたい。

使 途 基 準 項 目 別 支 出 内 訳 表

【使途基準項目ごとに作成し、領収書等と対照できるようにする】

会派名 みらい

令和5年度分

使途基準 項 目	広報費	1 / 1 枚	(単位：円)	
支 出 年 月 日	支 出 内 容	支 出 額	領 収 書 等 貼付用紙No.	備 考 (按分率等)
令和6年 3月23日 /	印刷、新聞折込 ラクスル㈱ /	175,395 /	別紙7 /	令和6年3月 31日発行 /
合 計 額		175,395		

※この表は、使途基準項目ごとに支出日順に1件ずつ記載してください。

※按分がある場合には、按分後の支出額を記載してください。

請求書



北本市議会みらい様

取引年月日: 2024年03月23日(土)

下記の通りで請求申し上げます。

請求書番号: B-240323918380

合計金額 (税込) 175,395円

ラクスル株式会社



10%対象 175,395円 (内消費税: 15,945円)

〒1410021 東京都品川区上大崎2-24-9 アイケビル1F

登録番号: T9010401089631

注文番号	商品	数量	金額	備考
240323918380-01	新聞折込: チラシ・フライヤー / B4 / 両面カラー / 光沢紙(コート) / 標準: 90kg / 折込(2024年3月31日 希望) / 銘柄(朝日新聞, 毎日新聞, 読売新聞, 日経新聞, 産経新聞, 東京新聞) / サンプル送付 1000部	18,000部	159,450円	折込希望日: 2024年3月31日 みらい市政報告

「*」は軽減税率対象であることを示します。

注文内容	商品合計: 159,450円
小計 (税抜)	159,450円
合計金額 (税込)	175,395円

お支払い方法: クレジットカード

お客さまへ (必ずご確認ください)

本書面についてご不明点などございましたらお問合せフォーム (<https://raksul.com/contact/>) からご連絡ください。

使 途 基 準 項 目 別 支 出 内 訳 表

【使途基準項目ごとに作成し、領収書等と対照できるようにする】

会派名 みらい

令和5年度分

使途基準 項 目	資料購入費	1 / 1 枚	(単位：円)	
支 出 年 月 日	支 出 内 容	支 出 額	領 収 書 等 貼付用紙No.	備 考 (按分率等)
令和5年 5月12日	明解 選挙法・政治資 金法の手引	6,633	別紙8	
令和6年 1月19日	地方議会運営辞典 ぎょうせい	5,500	2	
合 計 額		12,133		

※この表は、使途基準項目ごとに支出日順に1件ずつ記載してください。

※按分がある場合には、按分後の支出額を記載してください。

2023年5月17日

加除式法令図書代金お支払い確認書

会派みらい様

お客様No. 11-233-52-002-2

コード	書籍名	追録号数	部数	単価	金額	払込日	お支払い先
417	明解選挙法・政治資金法の手引	68-69	1	¥6,633	¥6,633	2023年5月12日	銀行振込
				合計	¥6,633	(税込)	

〒330-8507 さいたま市高沼区南中野244-1
新日本法規出版(株) 関東支社
顧客管理三課
TEL0120-889-339 / 携帯
FAX048-687-3501

領収書等貼付用紙

No. 2

領 収 書 等 貼 付 用 紙

【領収書等は、使途基準項目ごとに貼付用紙に貼付する】

会派名 みらい

令和5年度分

No.	使途基準項目	用紙枚数
8	資料購入費	1 / 1

領 収 証

収
入
印
紙

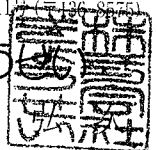
北本市議会みらい

様

¥ 5,500.-

東京都江東区新本場1丁目18番11号(〒136-8575)

株式会社ぎょう

代表取締役
社長 成 吉

〔内 訳〕 上記のとおり領収いたしました。 金額には消費税及び地方消費税が含まれております

6年 1月 19日

領 収 証 番 号

20240125-1

取扱者

品 名	号 数	数 量	単 価	金 額	備 考
地方議会運営事典 第2次改訂版		1	5500	5500	

※ 本証に、領収証番号及び取扱者印のないときは、その責を負いません。